

感染症患者の移送の連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の感染症対策における業務執行体制の確保をするにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の感染症対策において、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、移送手段の確保に取り組むことで、感染症患者の急激な増加に対応可能な甲の移送体制の確保を目的とする。

（連携・協力事項、業務）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）感染症患者及び感染の疑いのある者の医療機関・宿泊施設等への移送
- （2）移送車両の確保

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの実施にあたり知り得た個人情報や非公表情報等の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の期間は、協定締結日から締結日の属する日の年度末までとする。

2 前項の協定期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからでも、この協定を解除する旨の申出がない場合は、この協定の期間は、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（公表の事前協議）

第5条 本協定締結後、甲及び乙が本協定に関する公表を行う場合には、公表内容について相手方と事前協議を行い、承諾を得るものとする。

（協定の変更及び解除）

第6条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除しその旨公表することができる。

(1) 反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない。)との関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方に対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方の信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、解除に伴い相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(契約)

第7条 感染症患者が増加し、甲の業務執行体制の拡充に伴い移送業務等の拡充が必要となった場合は、甲及び乙が協議の上、車両確保・業務内容・移送する対象・業務時間、移送範囲、従事場所等を定め、別途「業務委託契約」等を締結するものとする。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

本協定の締結を証するため、正本2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府
大阪府知事 ■■ ■■

乙 (所在地) △△△△△
(商号又は名称) ○○○○○
(代表者) ■■ ■■